

Q1. どんな労働条件がよくわかりません。何で確認したらよいのでしょうか。

A1. 労働条件が書かれた書面はもらっていますか？もらっていない場合、まずは労働条件を明確にする書面を交付してもらい、内容を確認しましょう。

労働者を採用するとき、契約を更新するときには、使用者は労働者に労働条件を明示することになっています。中でも、賃金や労働時間等、主要なものは書面を交付して明示しなければならないことになっています（労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条）。

また、働く時間の短い労働者※（以下、「パート労働者」）は、パートタイム労働法の対象として、昇給、賞与、退職金の有無も明示しなければならないことになっています（パートタイム労働法第6条）。

※ワンポイント

「働く時間が短い」とは、1週間の所定労働時間が、通常の労働者（いわゆる正社員）より少しでも短い人を指し、1日の労働時間が短いだけでなく、1日の労働時間は同じで働く日数が少ない人も該当します。アルバイト、準社員等名称は問いません。自分が対象となるか分からないという方は、雇用均等室までご相談ください。